電気工事業登録証返納に必要な書類

提出する前に、必要な書類等が揃っているか確認をお願い致します。



チェック欄

1	登録証返納届	
2	有効期限が過ぎた登録電気工事業者登録証 (原本) 登録が効力を失ったときは、その日から30日以内に返納の義務があります。	

申請書提出先

- 1.長崎県産業労働部新産業創造課(受付及び返納)〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 095-895-2632
- 2 ・長崎県県北振興局商工観光課(受付のみ) 〒857-8502 佐世保市木場田町3-25 0956-24-5287

提出方法

持参又は郵送。ただし郵送の場合は必ず「簡易書留」で送付してください。

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号

長崎県産業労働部新産業創造課 電気担当 御中

登 録 証 返 納 届

											年	月	日
	長	崎	県	知	事	樣							
							Ŧ	= _	-				
	住所・氏行				は住民票の記載 なは住民男		こ記入してくた 所	さい。					
						氏名又	なは名称						
						代表者	あっては f の氏名 h 先(電	話番号)		()	
ます	t 。				適正化 録番号	に関す	⁻ る法律	聲第15	条の規	定に、	より、	登録証	を返納し
					年	月	日	長崎県	具知事 至	録	第		<u>号</u>
2 .	返納	の理に	±I										

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。